

# 佐渡ジオパークガイド協会運営規則

## (事務局)

- ・本会の事業運営のための事務局は「佐渡ジオパーク推進協議会事務局」内におく

## (会費)

- ・入会金は必要としない
- ・本会の会員は毎年度初めに 2,000 円を一年間の会費として納める
- ・年度途中で脱会しても本会は会費の返還をしない
- ・2年連続して年会費を納めない会員については、役員会に諮り承認後、退会となる

## (会員名簿)

- ・本会は会員全員の氏名・住所・連絡方法などを記載した「会員登録名簿」を保管する
- ・顧問は会員に準じ、会員名簿に記載・登録する
- ・その他関係機関など本会のパートナーシップ構成台帳を必要に応じ作成し、会員登録名簿と共に保管する

## (事業)

- ・事業を行った場合、本会は顧客より金員を受け取る
- ・料金の領収書は本会が発行する
- ・ガイド実施者は、原則現金でガイド料を受け取るものとする
- ・ガイド事業は顧客とともに徒歩にて実施する
- ・やむを得ない場合は、顧客が用意し事故補償が確立された乗り物を利用する  
(ガイドが車を自己調達し使用してはならない＝運送法に抵触)  
(自転車の場合は観光協会・ホテルなどのレンタルシステムを利用する)
- ・上記を実行する場合は、利用交通機関の費用、及びガイドがスタート地点に戻るために必要な交通費が顧客の負担となることを明確に示し了解を得て実施する
- ・ガイド料金の計算は、顧客5名以下／60分以内（集合から解散まで）の場合は2,500円とし、顧客6名以上10名以下／60分以内（集合から解散まで）の場合は3,500円とする。
- ・顧客5名以下のときは60分毎に1,000円を加算し徴収する
- ・顧客6名以上10名以下のときは60分ごとに2,000円を加算し徴収する
- ・安全管理の観点からガイド1名が担当できる人数は原則として10名以内と定める
- ・ジオパークの普及のために「佐渡市内在住民で組織する地域団体」からの要請があつ

た場合、並びに「当ガイド協会の広報的価値が認められる要請」（報道企画番組等）については、役員会で協議のうえ特別料金を設定して、ガイドを実施することができる

- ・ガイドを実施する場合、ガイドは認定証を携行し本会が定める服装で臨むことと定める

本会が定める服装とは、ガイドに認定後貸与されているベスト、帽子又は本会がデザインした秋冬用長袖上着・夏用半袖ポロシャツ、帽子とする

#### (安全対策)

- ・ガイドを開始する前に「防災管理マニュアル」に則りチェックを行う
- ・ガイドを実行するに当たって必要な安全装備については本会が準備する

#### (ガイド料取扱基準)

- ・ガイド実施者各人は、顧客から受け取ったガイド料金の内 500 円を協会の指定口座に入金する。ただし、納入は 1 か月単位で月末までにまとめて入金することができる
- ・ガイドを実施する上で主催者との協議により、ガイド料が協会へ振り込まれるときは協会費 500 円をひいてガイドに支払う手続きで取り組むことができる
- ・ガイド終了後スタート地点に戻るまでの交通費は顧客負担を原則とし、その実費をガイドは顧客から受け取ることができる

#### (キャンセルポリシー)

- ・顧客がガイド合流予定時間に遅延した場合は、約束したガイド実施時刻をもって終了とし、契約のガイド料金 100%を受け取るものとする
- ・キャンセル料については、次のとおりとする。3 日前から前日の間にガイド実施をキャンセルするときは、ガイド料の 50%、当日のキャンセルは 100%のガイド料をいただきます

#### 附 則

この運営規則は平成 25 年 6 月 16 日より適用する

#### 附 則

この運営規則は平成 29 年 1 月 16 日より適用する

#### 附 則

この運営規則は平成 31 年 1 月 27 日から施行し、適用する

#### 附 則

この運営規則は令和 4 年 2 月 7 日から施行し、適用する